

○令和五年／デジタル庁／総務省／告示第十号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報)
 (令和五年四月二十四日)
 (／デジタル庁／総務省／告示第十号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

| 事務 | 情報 |
|--|---|
| 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される給付金であって、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)から、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるものをいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。)、児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。)、特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律 | 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報 |

第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。)、児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。)、公的給付支給等口座登録簿関係情報(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。))及び令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金(令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和四年法律第六十四号)第三項に規定する令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金をいう。))の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。